

# 支援のしかた

財政的な事柄と法的な事柄を  
自分で管理できない成年者を支援するための選択肢

# 目次

A. はじめに	1
B. 簡略な選択肢	3
C. パーソナル・プランニングの選択肢	5
C1. 永続的委任状 (EPOA)	6
C2. 日常的な財政的事柄の管理に関する代理契約 (Financial RA7)	9
D. その他の法的な選択肢	13
D1. 連邦政府年金受託者	14
D2. 財産管理人	15
E. 虐待、介護・世話の放棄、セルフネグレクト(自己放任)が懸念される場合	18
役立つリンク集	19
お問い合わせ Public Guardian and Trustee 〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕	21

# A. はじめに

公的後見人・受託者協会 (PGT) は、19歳未満の子供をはじめ意思決定に支援を必要とする成年者、死亡した人や行方不明の人など自分自身を守れない人々の利益を保護するためにBC州の法律に基づいて活動しています。

毎年PGTには、多くの人から自分の財政的な事柄や法的な事柄を管理できない成年者を手助けするために何をすべきか等の問い合わせが寄せられています。

PGTも支援のために介入できますが、思いやりのある、心のこもった支援は、本人のことをよく知っている家族や友人によって行われています。

本ガイドはブリティッシュコロンビア州在住の成年者が利用できる選択肢について解説します。

本書が皆様の疑問の多くにお答えし、支援を必要とする人のために安全で安心できる将来の計画を一緒に立てるのに役立つことを願っています。

成年者の身の回りの世話や医療に関する意思決定（介護施設入所に決定を含む）をどのように行うことができるかについての詳細は、医療行為の同意と介護施設への入所と公的後見人・受託者協会の役割〔PGT〕をご覧ください。

## 財政的な事柄の管理のための選択肢

自分の財政的な事柄と法的な事柄の管理が困難な成年者は、社会生活を営む上で被害を受けやすくなっています。

日常の銀行預金の出し入れから法的な事柄まで対処が困難な場合や全くできない場合があります。

銀行口座の明細の確認や請求書の支払いを忘れてたり、財産を見ず知らずの他人に譲るよう簡単に承諾させられたり、さまざまです。

今現在支援は必要なくても、将来支援が必要となることを心配している人もいるかもしれません。その場合、あなたが支援することができます。

本ガイドでは、将来の計画作成の支援から正式な取り決めの作成、さらには財政的な虐待が疑われる場合の当局への通告まで、幅広い懸念に対処するために様々な選択肢について解説します。

どの選択肢を採るかは本人の個々の懸念事項やニーズ、状況によって異なります。

成年者が支援を必要とする状況の例を下記に示します。

## 懸念事項

成年者は意思決定ができますが、将来を心配し、自分に代わって意思決定をしてくれる人を決めておきたいと思っています。

成年者は意思決定ができますが、書類に署名する、銀行取引、請求書の支払い、所得税の申告などに支援が必要です。

成年者は自分の財政的な事柄の管理ができません。収入源は連邦政府からの1種類か2種類の年金だけです。

成年者は自分の財政的事柄を管理することができません。財政的な事柄を管理する法的権限を誰かに与える必要があります。

成年者は意思決定ができません。本人の財政的な事柄は本人または別の人がずさんな管理をしています。

## 検討すべき選択肢

成年者は意思決定してもらう人に権限を与える法的な文書を作成することにより、前もって将来の計画を立てることができます。BC州におけるパーソナル・プランニングの選択肢は次の通りです。

- 永続的委任状
- 日常的な財政的事柄の管理に関する代理契約
- 財産管理人の指名書。これは必要になった場合、本人が裁判所に財産管理人として選任してほしい人をあらかじめ決めておくものです。

簡略な選択肢で事が足りる場合もあります。たとえ本人が永続的委任状または代理契約を作成していた場合でも、任意代理人もしくは代理人が対応を始める必要がなかったり適切な状況でなかったりするかもしれません。簡略な選択肢には次が含まれます。

- 金融機関は口座振り込みや料金の自動支払いなどの手続きをとれます。
- 税金クリニックは、所得税申告の支援や、税金の還付や控除をすべて請求できるように請け負うことができます。
- フィナンシャル・プランナー、信託会社、会計事務所、法律事務所などは助言や支援を行えます。
- コミュニティ・エージェンシーは本人の具体的なニーズや状況に合うサービスを特定することができます。

本人の収入が連邦政府からの年金収入 (CPP、OAS、GIS) だけの場合、金銭に関して責任を持つ信頼された人が、本人の代わりに年金を受け取り、請求書の支払いをするために年金受託者になることを申請できます。

本人が意思決定できない状態で、しかも永続的委任状、または日常的な財政的事柄の管理に関する代理契約を作成していない場合、家族、親族、親しい友人のいずれかが裁判所に財産管理人になることを申請できます。信託会社も申請できます。適切な人物がない場合、PGTが財産管理人になるための手続きを踏むことができます。

成年者本人が意思決定できないと思われる場合で、しかも下記の状況が発生している場合、

- 自身の事柄のずさんな管理を行っている場合
- 金銭的虐待が行われている場合
- 本人の意思に反して金銭や財産を譲るように圧力をかけられている場合
- 本人の個人的な事柄を管理する法的な権限を持っている人が金銭や財産の管理に不正をしている場合

PGTへ内々に通告することができます。PGTは調査に着手し、本人の支援が保護に乗り出すかどうか判断します。必要な場合、PGTは財産売却または金融機関からの引き出しを停止させる権限を持っています。

上記の選択肢は本ガイドの後述の部分で詳しく説明します。個々のストーリーは各々の選択肢がどのように機能するかを説明するために、登場人物はすべて架空のもので、実際の人物を描写しているわけではありません。

## B. 簡略な選択肢

本ガイドで解説している代理の意思決定のためのパーソナル・プランニングと法的な選択肢を規制する法律は、ブリティッシュコロンビア州成年後見法と呼ばれる複数の法律です。

これらの法律は、成年者が自らの意思を伝えられなくなった場合、BC州において本人の声に確実に耳を傾け、さらに財政的な利害も保護されるように定められています。

具体例を挙げると、成年後見法は当該法規の管理と解釈のための指針を明示しているだけでなく、他の法規すべてにみられる意思決定能力の存在を推定する根拠を述べています。

### 指針

2. 本法律は以下の原則に従って管理され解釈されるものとする。
  - (a) すべての成年者は自分の希望通りに生きる権利と、他人に害を与えず、自分に関する様々な事柄についての意思決定ができる間は、支援、補助、保護を受けるか受けないかを決める権利がある。
  - (b) すべての成年者は、自分自身の身の回りの世話や財政的な事柄に対処できなくなったとき、最も効果的な方法で、しかも最も制約や押しつけがましさを少ない形で支援、補助、保護を受ける権利がある。
  - (c) 裁判所は後見人の選任を求められるべきではなく、また実際に選任を行うべきではない。ただし支援や援助の提供などの代替手段をすでに試みたり、慎重に検討した場合は除く。

### 意思決定能力の推定

3. (1) すべての成年者は、意思決定が全くできないことが証明されるまで、自分の身の回りの世話、医療、財政的な事柄に関する意思決定ができるものと見なされる。
- (2) 成年者が他人とコミュニケーションをとる方法は、第1款で言及されている事柄について本人の意思決定能力がないと断定する根拠にはならない。

成年後見法 [RSBC 1996 c. 6]

簡略な選択肢は最も押しつけがましさを少ない形で成年者に支援を行う手段です。

下記のジェイコブさんの状況にみられるように、本人が確実に自立した生活を送り、身の回りのことを管理しながら、財政的な事柄の管理の支援に利用できる数々のサービスがあります。

## 事例

ジェイコブさんは80歳で、最近軽い脳卒中の発作を起こしました。

ジェイコブさんは常に自分の財政的な事柄を管理し、現在も投資ポートフォリオに関して積極的な決断を行っています。

最近になって今まで住んでいたアパートから介護付き施設へ移りました。

ジェイコブさんの姪のレベッカさんは近くに住んでおり、支援を申し出ました。

ジェイコブさんはレベッカさんを信頼していますが、できるだけ長く自分のことは自分でしたいと思っています。

そこでレベッカさんはジェイコブさんが次の取り決めをできるように手筈を整えました。

- ジェイコブさんが取引している銀行は、年金の自動振り込みと定期的な請求書に対する自動支払いができるように口座を設定しました。

- ジェイコブさんは投資アドバイザーに自分の口座を、投資戦略に自分の意思を反映させるが日常の投資に関する決定は専門家に任せるという投資一任サービスに転換してくれるように頼みました。このサービスには余分な費用が掛かりますが、ジェイコブさんは日常の決定に関して心配しなくて済むようになります。

- ジェイコブさんは会計士に税申告の準備を正式に依頼し、会計士がカナダ歳入庁と連絡を取る許可書に署名しました。

手筈が整った段階で、ジェイコブさんはまた脳卒中を起こした場合のことを考えて長期的な計画について話し合いたいと思いました。

レベッカさんは、ジェイコブさんが選択肢として検討でき、本人が望む事柄を周りの人に知ってもらうためにBC州で利用できるパーソナル・プランニングに関する情報を入手しました。

## C. パーソナル・プランニングの選択肢

BC州では、成年者は財政的な事柄、法的な事柄、身の回りの世話や医療に関する意思決定を信頼のおける人に事前に明らかにした要望に沿ってしてもらうために、前もって計画を立てることができます。

財政的な事柄や法的な事柄を扱うために誰かを指名するときに用いられる法的なプランニング・ツールには、**永続的委任状 (EPOA)** と**日常的な財政的事柄の管理に関する代理契約 (Financial RA7)** があります。Financial RA7と呼ばれる**理由の説明**は本書の9ページに掲載されています。

別の手段として財産管理人の選任があります。ここではEPOAとFinancial RA7を説明します。財産管理人の指名書についての詳細は本書の財産管理人の項をご覧ください。

---

身の回りの世話や医療に関する意思決定を  
してもらう人を指名する法的なプランニング・  
ツールは身の回りの世話や医療に関する代  
理計画です。

事前指示書は一定の医療・治療に関して特  
別の指示を与えるために作成することもでき  
ます。

代理契約および事前指示書についての詳細  
は、PGT発行の「それはあなたのチョイスで  
す – パーソナル・プランニング・ツール」を  
ご覧ください。

---



# C1.永続的委任状 (EPOA)

## 概要

成年者が将来意思決定不能になった場合に備えて自分の財政的な事柄や法的な事柄を管理する権限を誰かに与えたいと思っている場合、永続的委任状 (EPOA) があります。これは特別な種類の委任状です。

あなたはEPOAがどんなものか、どのように機能するか、作成する前に何を考慮すべきかなどを本人が理解できるように力添えすることができます。

成年者がすでにEPOAを作成しているが、その委任状で任意代理人として指名した人を変更したい場合、またはその代理人が役目を果たせなくなった場合、成年者はそのEPOAを取り消して新しいものを作るための支援が必要かもしれません。

さらに本人の望む事柄を明確にするために法的な助言を求める支援が必要かもしれません。

EPOAの作成に当たり従うべき規則が多くあります。

本人がEPOAで任意代理人としてあなたを選任したい場合、あなたがその内容を理解し、委任状に記載される任務や責任を確実に実行できることが重要です。

責任をもつことに不安を感じる場合、代理人を引き受ける必要はありません。

しかしながら、本人が誰か別の適格な人を指名できるように支援することができます。

## EPOAとは何ですか？

委任状 (POA) は法的効力を持つ文書で、これを用いると財政的および法的な事柄を成年者本人代わって意思決定してもらうために別の人を選任することができます。

委任状法は、POAの作成や使用方法に関する規則を定めた法律です。

BC州には2種類の委任状があり、両者の違いを理解することは重要です。

一般委任状 (POA) は法的効力を持つ文書で、これを用いると成年者本人は自分の財政的な事柄を自分の指示のもとで、もしくは自分が対応できないときに自分に代わって管理してもらうために信頼のおける人を選任することができます。

POAでは1つの銀行口座もしくは本人の自宅などの財産に限定する、または一定期間本人の財政的・法的な事柄一切を取り扱うなどの委任する事項を設定できます。

一般委任状はあなたが意思決定を行えなくなったら失効します。

永続的委任状 (EPOA) は法的効力を持つ文書で、これを用いると成年者は、意思決定に補助が必要となった場合や意思決定能力がなくなったために一人で判断ができなくなった場合、法的な事柄や財政的な事柄を管理するために信頼のおける人を選任することができます。

POAやEPOAで成年者に代わって意思決定をするために指名した人は任意代理人と呼ばれます。

## EPOAを作成できるのは誰ですか？

BC州で成年者は (19歳以上であれば) 誰でもEPOAを作成することができます。ただし本人がEPOAが本質的にどういうものであるかとその重要性を理解できない場合は除きます。

つまり成年者は以下の事柄すべてを理解できなければなりません。

- 成年者が所有する財産並びにその概算価値
- 扶養家族に対して成年者が負う義務
- 成年者の任意代理人は、本人が意思決定できる場合自分で処理できる財政的事柄に関するすべてを、永続的委任状に定められた条件と制約に従うことを条件として、遺言状の作成を除き、本人の代理として行うことができること



- 任意代理人は本人のビジネスや財産を慎重に管理しない限り、ビジネスや財産の価値が減少するかもしれないこと
- 任意代理人が権限を乱用する恐れがないとは言い切れないこと
- 成年者は、自分で意思決定ができる場合は、永続的委任状を取り消すことができること

## EPOAにおける任意代理人の任務と責任

任意代理人になることに同意した場合、多くの責任を引き受けることになります。財政的な事柄の管理に必要な時間やスキルを持ち合わせていることと、進んでその役目を引き受ける意思があることが必要です。

任意代理人の任務には次の事柄が挙げられます。

- 正直に誠意をもって行動する。
- 分別をわきまえた良識ある人物として世話をし、スキルを発揮し、継続的な努力を行う。
- 代理人として権限を与えられた事柄の意思決定のみを行う。
- 受託者法の規則に従って資産の投資を行う。
- 成年者本人の資産と代理人の資産を区別しておく。
- 会計報告を作成できるように、本人の資産とその価値並びに取引明細に関する記録を保管しておく。

意思決定内容の管理や実際に意思決定を行う時、任意代理人は、本人が明らかにした現時点での希望、はっきりとわかっている信念や価値観、さらにEPOAに記載されている指示を考慮に入れながら、本人のために最大の利益があるように対処しなければなりません。さらに、任意代理人は妥当な範囲で以下を行わなければなりません。

- 本人の身の回りの世話や医療のニーズを満たすことを優先する
- 本人の自立を助長し、本人自身に影響のある事柄の意思決定になるべく関与するよう働きかける
- 本人の身の回り品を本人が使えるようにしておく

これ以外の任意代理人が心得ておくべき規則には次があります。

- 任意代理人は本人の遺言状の作成や内容の変更をすることはできない。
- 任意代理人は、本人の遺言状の中で特別な贈与として代理人が把握している財産の売却や譲渡を、特別な状況を除き、行うことができない。
- 受益者の指定や変更には制約がある。
- 贈与、貸付、慈善事業への寄付には制約がある。
- 任意代理人はEPOAで許可されている場合を除き、自分に贈与、貸付を行うことはできない。
- 任意代理人は代理業者を依頼できるが、意思決定は資格ある投資専門家を除き、他人に委託して行うことはできない。
- 任意代理人は、EPOAで報酬を定めていない限り任意代理人としての役目に報酬は受けられない。しかしながら、代理人としての役目を果たしている時に正当に発生した妥当な経費に対しては払い戻しを受けられる。

---

成年者は必ずしもEPOAを作成する必要はありません。それは各自のチョイスです。それは将来の計画に使えるツールの1つです。

---

## EPOAにおいて誰が任意代理人の役目ができますか？

EPOAで任意代理人に指名できる人は（BC州で19歳以上の）成人でなければなりません。

規則で任意代理人になることを禁じられている人が、代理人にならないようにすることは重要です。

役目を引き受けることを禁じられている人とは、身の回りの世話や医療サービスを本人に対して有償で行う人、ま

た身の回りの世話や医療サービスを提供する施設に本人が入居している場合、そこで働く従業員、さらにコミュニティケア・介護法もしくは病院法で規制されている認可施設で働く従業員やボランティアも含まれます。

ただし代理人が本人の配偶者、子、または親の場合は例外となります。

EPOAに記載されている任意代理人の権限は、その代理人が破産をした場合終了します。

次の例は、成年者が自分で意思決定できなくなった時に、信頼のおける人に本人の財政的事柄の管理に必要な権限を持たせるのに、詳細を定めたEPOAがいかに役立つかを示したものです。

## 事例

ジャネットさんは賃貸アパートに住んでいます。ご主人が亡くなった時、ジャネットさんは永続的委任状 (EPOA) を作りしました。末息子のフィルさんを任意代理人として選任して間もなく、ジャネットさんは転倒し、合併症を患い、2か月間の入院を余儀なくされました。入院中ジャネットさんは意思決定が難しくなり、身体の動きにも支障が出てきました。

EPOAに指定されている任意代理人としてフィルさんはジャネットさんの財政的な事柄に対して、すなわち請求書、家賃の支払いや投資に関することを含め責任があります。そうこうするうちにジャネットさんは日常の事柄を管理できるほどに回復しました。フィルさんはジャネットさんの銀行関連のことをするのをやめましたが、ジャネットさんの要請によりフィルさんは引き続き投資の監督を行っています。フィルさんはジャネットさんと決めたことを話し合い、ジャネットさんが明細の写しを受け取れるように手筈を整えました。フィルさんとジャネットさんは銀行と投資アドバイザーに新しく整えた手筈の内容を告げました。

EPOAを作ることによりジャネットさんは、自身の財政的な事柄の管理に必要なとき手を貸すための権限をフィルさんが持てるように保証しました。フィルさんは、ジャネットさんができるだけ自活できるようにしながら、財政的な事柄の報告を逐次行ったり、必要なときは本人と相談するなどジャネットさんに対する自分の任務に従って行動しています。

## 詳細について

EPOAの作成の仕方や使い方には多くの規則があります。またEPOAの変更や取り消しについても規則がありますのでご注意ください。EPOAについての詳しい説明は、PGT発行の「それはあなたのチョイスです - パーソナル・プランニング・ツール」をご覧ください。

---

**EPOAを2011年9月1日以前に作成した場合**  
ブリティッシュコロンビア州でEPOAを作成する規則は2011年9月1日に大幅に改正されました。2011年9月1日以前に作成されたEPOAは引き続き有効で使用することができます。しかしながら、任意代理人は新しい規則に従う必要があり、本人が望む事柄すべてを実行できない場合もあります。例をあげると、EPOAに特記されていない限り、一年間に行える贈与、貸付、寄付の合計金額に限度額が設けられています。今お手元にパーソナル・プランニングに関する文書がある場合、それを見直し、変更を行うべきかどうかを決めるために法的助言をお受けください。

---

## C2. 日常的な財政的事柄の管理に関する代理契約 (Financial RA7)

### 概要

成年者が精神上の障害により判断能力を欠くために永続的委任状を作成することはできませんが、意思決定の支援が必要であったり、財政的な事柄と法的な事柄を扱うのが困難なために自分に代わって管理してもらうための権限を誰かに与えたいと思っている場合、あなたは**日常的な財政的事柄の管理に関する代理契約 (Financial RA7)**を作成するために支援を行うことができます。

成年者がFinancial RA7とは何か、どのような仕組みなのか、作成する前に考慮すべきことを理解できるように支援することができます。

さらに本人が望む事柄を文書化するために法的な助言を求める助けも必要かもしれません。Financial RA7の作成に当たり従うべき規則がたくさんあります。

本人が代理人としてあなたを指名したい場合、あなたがその内容を理解し、任務や責任を確実に実行できることが重要です。

責任をもつことに不安を感じる場合、代理人を引き受ける必要はありません。

しかしながら、本人が誰か別の適格な人を指名できるように支援することができます。

### Financial RA7とは何ですか？

代理契約は法的効力を持つ文書で、これを用いると成年者は意思決定の支援または自分の代わりに意思決定をしてもらうために信頼のおける人に法的な権限を与えることができます。

代理契約は、身の回りの世話や医療に関する意思決定だけでなく日常的な財政的事柄の管理を扱うことができます。

本ガイドでは**日常的な財政的事柄の管理に関する代理契約 (Financial RA7)** についてのみ説明します。

Financial RA7は、成年者が日常の財政的事柄の決断や、一人で意思決定をできなくなったときに意思決定を行う支援をするために代理人に権限を与える代理契約です。

適用される法律は代理契約法で、同法の7節に規則が定められています。それゆえこの種のRAが7節RAまたはRA7と呼ばれている所以です。また標準権限付RAとも呼ばれることもあります。

本ガイドでは「Financial RA7」と呼びます。

---

**Financial RA7は、成年者本人に成り代わって財政的な事柄についての意思決定をするために、または意思決定をする上で役立つように成年者が代理人を指名するために使える法的なツールの1つです。**

**成年者は必ずしも代理契約を作成する必要はありません。それは各自のチョイスです。**

**代理サービスを提供する人は、その代償として物品もしくはサービスを得ることを条件として成年者に代理契約の作成を強要してはなりません。**

---

### Financial RA7を作成できるのは誰ですか？

BC州で成年者は（19歳以上であれば）誰でもFinancial RA7などの代理契約を作成することができます。ただし本人が精神を患い意思決定ができない場合は除きます。

本人が代理契約を作成する意思決定をできないかどうか判断するために、下記を含む該当要素を必ず考慮に入れます。

- 成年者は代理人に意思決定をしてもらいたい、意思決定の支援をしてもらいたい、意思決定をやめてもらいたいなどの要望を伝える。
- 成年者は選びたい事柄や好みをはっきり示し、ほかの人がすることに対して良いと思う、悪いと思う気持ちを表現できる。
- 成年者は、代理契約を作成することや、その中の条件の変更や取り消しを行うことは、代理人が本人に影響のある意思決定や選択を行うこと、もしくはそれまで行ってきた意思決定や選択を行わなくなることを認識している。
- 成年者と代理人との人間関係は信頼に基づいていること。

成年者は、たとえEPOAの作成や自分の財政的事柄の管理に関する意思決定ができない場合でも、Financial RA7を作成する能力がまだある場合があります。

## Financial RA7で代理人の役を担えるのはどんな人ですか？

代理人は必ず19歳以上の人です。代理人に指名できない人もありますので注意が必要です。

役目を引き受けることを禁じられている人とは、身の回りの世話や医療サービスを本人に対して有償で行う人、また身の回りの世話や医療サービスを提供する施設に本人が入居している場合、そこで働く従業員、さらにコミュニティケア・介護法もしくは病院法で規制されている認可施設で働く従業員やボランティアも含まれます。

ただし代理人が本人の配偶者、子、または親の場合は例外となります。

代理人が本人の財政的な事柄を管理する権限は、本人または代理人のどちらかが破産をした場合解除されます。

## Financial RA7における代理人の任務と責任

代理人は、永続的委任状で指名されている任意代理人と同様の、ただし範囲はもっと限られています、任務と責任があります。11ページの「日常的な財政的事柄の管理」の定義をご覧ください。

それゆえ代理人は、本人を支援するまたは本人の代わりに意思決定をする時間やスキルを持ち合わせていることが重要になります。

また代理人は任務と責任に進んで応じなければなりません。代理人の任務は次の通りです。

- 正直に誠意をもって行動する。
- 分別をわきまえた良識ある人物として世話をし、スキルを発揮し、継続的な努力を行う。
- 代理人として権限を与えられた事柄の意思決定のみを行う。
- 受託者法の規則に従って資産の投資を行う。
- 成年者本人の資産と代理人の資産を区別しておく。
- 取引、意思決定した事柄、および関連内容の記録を、本人、後見監督人、PGTのいずれかが詳しく調べられるように保管しておく。

本人の意思決定を助けたり、本人に代わって意思決定をするとき、代理人は本人の現時点での希望を判断するために本人に妥当な範囲で相談し、応じることが妥当な場合その希望に従わねばなりません。

本人の望む事柄を判断できない場合、代理人は本人が意思決定能力があったときに伝えられた指示や希望に応じなければなりません。

指示または希望する事柄が不明な場合、代理人は本人のはっきりと分かっている信念や価値観に基づいて、または信念や価値観が分からない場合は、本人のために最大の利益があるよう行動しなければなりません。

これ以外にも代理人が心得ておくべき規則には次があります。



- 代理人は本人の遺言状の作成や内容の変更をすることはできない。
- 慈善事業への寄付には制約がある。
- 代理人は、支援してもらうために資格ある代理業者を依頼できるが、意思決定は資格ある投資専門家を除き、他人に委託して行ってもらうことはできない。
- 代理人は、代理契約で報酬額を定めていないまたは裁判所が支払いを許可していない限り、報酬は受けられない。しかしながら、代理人と後見監督人は正当に発生した妥当な経費に対しては払い戻しを受けられる。

代理人が本人の指示に従うことができない、または当該の指示が本人にとって最良の決断ではないと思う場合、意思決定を許可する裁判所命令を取得する、または代理人が本人の財産管理人として役目を遂行する権限を取得することを検討する必要があるかもしれません。

## 「日常的な財政的事柄の管理」の定義

日常的な財政的事柄の管理に関する定義に含まれる詳細なリストが法で定められています。

これには下記が含まれます。

- 請求書の支払い
- 収入と年金の受領と預金
- 食品の買い物、住居、その他身の回りの世話に関するサービス
- 銀行預金口座を開く
- 未払いのローンがあればその返済を行う
- 本人が受給資格のある給付金を申請する
- 住居、自家用車に保険を掛ける
- RRSP貯蓄口座を開設し、積み立てを行う
- RSPをRRIFまたは年金保険に転換する
- 慈善事業への寄付（永続的委任状の設定額より厳しい限度額に従うこと）

- 所得税申告の準備と申告
- 受託者法に従って投資を行う
- 法的サービスを受け、弁護士に訴訟手続きの開始（離婚を除く）または法的手続きの継続、解決、弁護などの指示を出す

Financial RA7で選任された代理人が許可されていない事柄は次の通りです。

- 本人のクレジットカードまたはライン・オブ・クレジットの使用と更新、またはクレジットカードもしくはライン・オブ・クレジットの取得
- 住宅ローンなど融資を受ける
- 不動産の売買
- ローンの保証人になること、または第三者に賠償金を払う
- 個人的所有物を他人に貸す
- 他人に贈与を行うまたは財産を譲渡する
- 受益者の指定を取り消す、変更する
- 新しく生命保険を掛ける

## Financial RA7で後見監督人を指名する

Financial RA7で代理人を選任するとき、後見監督人も選任することが必要です。後見監督人は代理人がきちっと決められた任務に従って物事を処理していることを確認するために、代理人の対処内容の検討を行う責任があります。

代理人が配偶者、もしくは信託会社、信用金庫、PGTの場合は、後見監督人を指名する必要はありません。また一緒に役目を果たすことが義務付けられている代理人が2人いる場合も、監督人は必要ありません。

## 事例

ミミさんは高齢者グループの行事に積極的に参加していますが、初期のアルツハイマー病を患っています。記憶も薄れつつあるため、ミミさんは将来の自分の金銭的な事柄の管理に不安を抱えています。精神的な能力が衰えてきたため、永続的委任状は作成できません。そこでミミさんは長年の友人である隣人のメアリーさんに代理人になってくれるように依頼しました。

メアリーさんはミミさんの配偶者ではないため、ミミさんはメアリーさんと一緒に代理人として務めを果たす2人目の人を選任するか、後見監督人を指名する必要があります。ミミさんの友人であるアイネズさんはメアリーさんを良く知っており、喜んで手を貸してくれることになりました。アイネズさんは年齢的にずっと若く、金銭的な事柄にも長けています。

アイネズさんが後見監督人になることを兩人とも同意しました。メアリーさんは長年にわたり何でも打ち明けられる親友で、ミミさんの代理人になることに光榮に思っており、ミミさんが重要に思う事柄を良く知っています。にもかかわらず、代理契約に署名する前にメアリーさんはミミさんの望む事柄やしてほしい事がらを確実に把握しておくために、ミミさんと詳細にわたり話し合いました。

ミミさんは常に自分の容姿に誇りにしており、記憶や意思決定能力が衰えてきても威厳を保つことはミミさんにとって重要なことでした。ミミさんは生涯にわたり非常に多くの友人がいましたが、年齢を重ねるにつれ、その友人たちも次第に亡くなっていきました。ミミさんはさみしくなることを心配していました。

ミミさんの代理人としてメアリーさんはミミさんの日常的な財政的事柄の管理をしています。つまり、小切手の預金、請求書の支払い、投資の管理などを行っています。

メアリーさんはミミさんの望む事柄や価値観を話し合っていたため、毎月の予算の中に週1回ミミさんのところに来て、外出させてくれるコンパニオンの費用を割り当てています。ミミさんが粋に年をとって行けるように気を配り、定期的なヘアカット・セット代や時折新しい洋服を買うように予算を組みました。

定期的にミミさんとアイネズさんとメアリーさんの3人が集まり、その時にメアリーさんはアイネズさんにメアリーさんがどのようにお金を使ったかを見せています。

## 詳細について

Financial RA7の作成の仕方や使い方には多くの規則があります。またFinancial RA7の変更や取り消しについても規則がありますのでご注意ください。

代理契約についての詳しい説明は、PGT発行の「それはあなたのチョイスです – パーソナル・プランニング・ツール」をご覧ください。

## D. その他の法的な選択肢

財政的事柄の管理に関して支援が必要な成年者がEPOAを作成していない場合、Financial RA7で代理人になる人がいない、もしくは進んで代理人の役目を引き受ける人がいない場合、そして簡略な選択肢が実用的もしくは可能でない場合、本人の財政的事柄の管理を行う法的権限を取得する方法が2つあります。その2つは連邦政府の年金受託者もしくは財産管理人です。

どちらを選択するかは状況と本人のニーズによって異なります。



# D1. 連邦政府年金受託者

## これはどういうものですか？

成年者が自分の財政的事柄の管理に困難をきたしている場合、連邦所得支援法の下では受託者として選任された人が老齢保障年金 (OAG)、補足年金 (GIS)、カナダ年金プラン (CPP) の受給と管理を行うことができます。退役軍人給付金も同じ方法で受け取ることができます。

これ以外の収入がなく、管理する財産もない場合はこの選択肢が良いかもしれません。

成年者があなたに受託者となる申請をしてもらいたい場合、または本人が意思決定不能で、あなたが進んで責任を引き受ける場合、あなた、信用できる家族、友人のいずれかが申請を行うことができます。

---

**注意：** 受託者は他の財産を管理する権限やカナダ歳入庁と所得税申告に関してやり取りする権限はありません。また年金受託者としての役目を行う場合本人の財産から報酬を得ることはできません。

---

## どういう手続きが必要ですか？

サービスカナダが申請の手続きの支援を行えます。正規の医師1人から本人が年金所得の管理に支援が必要だということを証明する、医師の署名のある文書を発行してもらいます。

医師は証明書の発行に少額の手数料を請求する場合がありますが、申請手続きに弁護士の依頼は必要ありません。さらに受託者として申請する人は、受託者の役割と責任を定めた同意書に署名しなければなりません。

受託者が署名した同意書では、受託者が年金給付金を本人にとって最善の方法で管理し、毎年記録を保存し、会計報告を行う準備をしておくことを義務付けています。

年金受託者は限られた権限しか持ち合わせていませんが、下記のラジさんの例にみられるように日常的な財政的事柄の支援にはそれだけで十分です。

## 事例

生涯自営業を営んできたラジさんは定年退職しました。個人年金プランに加入しておらず、財産もほとんどありません。ラジさんは連邦政府からの年金に依存しており、その中から家賃と必需品の費用を払っています。息子のアリさんはラジさんの記憶が衰えていくのを見て、父親の収入と支払いの管理能力を心配しています。

アリさんは父親ができるだけ長く自分のアパートで暮らし、自活したいという希望を尊重したいと思っています。

そこでアリさんはラジさんが支援を必要としているという診断証を書いてもらう予定のラジさんの主治医に確認し、年金受託者となる申請をしました。こうすることによりアリさんはラジさんの年金を受け取り、必要な支払いをすることができます。

## 詳細について

医師の確認書および受託者の署名文書については本ガイドの巻末にある役立つリンク集、「サービスカナダ」をご覧ください。

## D2. 財産管理人

### 財産管理人とは何ですか？

ブリティッシュコロンビア州最高裁判所が成年者は財政的事柄の管理や身の回りの事柄や医療に関する意思決定を行えないと断定したら、裁判所は本人の財政的事柄に責任を持つ財産管理人、または身の回りの事柄や医療に関する決定を担当する身上監護人を選任できます。カナダの州・準州によっては、財産管理人・身上監護人に後見人という名称が使われていることがあります。

財産管理人・身上監護人は本人のための意思決定に幅広い権限を持っています。財産管理人としての権限の取得は本人の財政的事柄を扱う最も干渉度の高い選択肢と見なされています。干渉度が高いため、簡略な選択肢や、連邦年金受託制度やFinancial RA7の作成などの解決法が本人のニーズの対応に不十分であることを確認することが重要です。

### 必要となるものは何ですか？

ブリティッシュコロンビア州の最高裁判所に、患者財産法に基づいて財産管理人の選任を申請しなければなりません。

申請を行う人は通常、責任を進んで引き受けられる信頼のおける本人に一番近い家族か親しい友人です。役目を引き受けられる人または役目に適切な人がいない場合、受託サービスを行っている信託会社または信用金庫が申請できます。PGTも財産管理人になるための手続きを踏むことができます。

大概の状況において、資産と負債リスト、近親者名、財産管理案の詳細、ケアプラン、本人が財政的や法的な事柄の管理ができないことを証明する医師2名の宣誓陳述書など、裁判所への申請に必要な書類の作成に弁護士を依頼します。裁判所への申請書は本人とPGTへ送達します。

PGTは医学的証拠、保証人の必要条件、もしくは財産管理人に与えられる権限についての推奨制約事項と共に裁判所へ推薦事項を提示します。

### 裁判所命令

裁判官が成年者は自分の財政的事柄と法的な事柄を扱えない事実を納得し、申請者が本人の代理としての役目に適格な人物の場合、裁判官は成年者本人が自分の個人的事柄に関し管理不能であると宣言すると同時に、申請者を財産管理人として選任する裁判所命令を下します。

その裁判所命令は本人の代わりに意思決定をする財産管理人の権限に関するものです。

命令には財産管理人の権限に関する制約も含まれます。

カナダ弁護士協会（BC支部）はこの種の申請の扱いに経験を持つ弁護士を見つけられるように弁護士紹介サービスを整えています。弁護士紹介サービスと連絡先については巻末の役立つリンク集の「カナダ弁護士協会」をご覧ください。

一般的に裁判所命令には申請料は意思決定できなくなった本人の財産から払い戻しを受けられる由が記載されます。

## 財産管理人の任務と責任

財産管理人は成年者の財政的事柄と法的な事柄に関して全責任を負わなければなりません。本人の望む事柄も考慮し尊重することが期待されます。これには本人の自立を助長し、自身に影響のある事柄の意思決定になるべく本人に関与するよう働きかけることが含まれます。

財産管理人は下記事項を含み幅広い権限と広範な責任があります。

- 本人の財産と収入を確認し、保護する
- 本人の出費と負債に対処するために予算を管理する
- 本人の法的義務を満たしていることを確認する
- 所得税の申告の準備をする
- PGTまたは裁判所が検討するために会計報告を準備する

該当する場合、責任には次の事柄も含まれます。ただし裁判所が制約をつけている場合は除きます。

- 本人に最大の利益がある場合、財産を売買する
- 契約を結ぶ
- 現行のビジネスを営業する
- 本人に成り代わり訴訟を起こすまたは弁護する

財産管理人に選任されて1年以内に、管理する財産の会計報告の詳細をPGTへ提出しなければなりません。

その後の会計報告を行う間隔はPGTが決め、財産の規模と複雑さなどの要因によって異なりますが間隔は1年から5年となります。

下記のキムさんの場合は、**財産管理人**が必要で、どう機能するかのよい例です。

## 事例

大学から自宅へ車を運転して帰る途中、キムさんに思いもよらないことが起こりました。一方通行の道路をすごいスピードで逆走してきた車がキムさんの車にぶつかり、キムさんは大けがをしました。

骨折は直ったものの、キムさんは永久的に脳に損傷を受けており、キムさんの財政的事柄と法的な事柄の管理に継続的な支援と助けが必要になる、と医師は両親に伝えました。

キムさんの両親はキムさんの代わりに保険会社と保険金の支払いを交渉するために法的な権限が必要となりました。

訴訟は解決しましたが、資産の管理、家の購入、そしてキムさんの財政的ニーズを満たすために法的権限も必要となりました。

娘のキムさんの支援に必要な法的権限を取得するため、両親はキムさんの財産の共同財産管理人になることを裁判所に申請しました。

役目の遂行中、両親はキムさんの財政的事柄に全面的な責任をもつこと、キムさんの財政的事柄の記録と詳細にわたる会計報告を維持することが義務付けられていることを認識しました。

PGTは両親が定められた任務に従っていることを確認するために管理状態を監視します。

## 詳細について

PGTのWebサイトのReports and Publicationsのページには次が掲載されています。

- 個人の財産管理人・身上監護人のファクトシートシリーズの1つ、**Fostering Independence and Decision Making** [自立と意思決定を促す] は、個人の財産管理人・身上監護人が成年者本人の自立を助長し、さらに意思決定過程への関与を促していく方法をいろいろな事例を用いて解説しています。
- 裁判所が選任した友人や家族のための**個人の財産管理人・身上監護人のためのハンドブック**は、財産管理人・身上監護人の役割を詳細に説明しています。これには財産管理人・身上監護人の任務、報告義務、管理人・監護人の報酬を受ける権利

## PGTを財産管理人として指名する

成年者の財産の管理人の役目を進んで引き受けてくれる適任の人が親戚や友人の中にいない場合、PGTが財産管理人になるための手続きを踏むことができます。PGTは次のどちらかの方法で選任することができます。

- 本人が自分の財政的事柄の管理ができないため、PGTを財産管理人として選任する命令書を取得するため、裁判所に申請する。
- 本人が自分の財政的事柄の管理ができないという意思決定不能証明書、地域保健局か州保健局の担当者から発行してもらう。

詳細についてはPGT発行の**When the Public Guardian and Trustee is Committee** [公的後見人・受託者協会 (PGT) が管理人の場合] をご覧ください。

## 意思決定不能の鑑定に異議を申し立てた場合の再鑑定

成年者は意思決定不能という鑑定に異議を申し立てたい場合があります。または将来意思決定能力が回復し、本人の意思決定能力を確認するための再鑑定が必要となります。この選択肢があることを知っておくことは重要です。財産管理人は意思決定不能鑑定に異議申し立ての法的支援を得るための本人への支援や、再鑑定を受ける手筈を整える必要があります。

## 財産管理人・身上監護人の指名書

財産管理人・身上監護人の指名書は成年者が作成する法的効力を持つ文書で、遺言状と同様立会人の下で署名が必要です。

指名書は、財産管理人・身上監護人が本当に必要になった場合に備え、裁判所に選任してもらう人を本人が選んでおくことができます。

指名された人は必ずしも引き受ける義務はありません。ですから事前にその人と指名に関して話し合うことをお勧めします。指名書の保管場所や、他の重要書類の保管場所も話し合っておくことをお勧めします。

将来財産管理人・身上監護人が実際に必要となった場合、その人は弁護士に指名書を提出します。弁護士が裁判所への申請に他の書類と共にこの指名書も提出します。弁護士はこの指名書を本人の遺言書と共に保管します。

また本人は財産管理人・身上監護人の指名書を作成することをPGTに通知してください。ただしPGTは指名書の原本は保管いたしません。

財産管理人・身上監護人指名書は、任意代理人もしくは代理人が役目を遂行できない場合に備えて、EPOAまたはFinancial RA7とは別に作成することができます。またEPOAもしくはFinancial RA7の代わりに作成することもできます。これは本人のチョイスです。

# E. 虐待、介護・世話の放棄、セルフネグレクト（自己放任）が懸念される場合

成年者の身の安全に今にも危険がある場合、警察の緊急番号911に通報してください。

虐待、介護・世話の放棄、または本人が自己放任状態で、自力で支援や援助を頼めないなどの懸念がある場合、「指定機関」に内密に通告することができます。

BC州の「指定機関」は5つの地域保健局、プロビデンス・ヘルスケア（バンクーバーの病院内にある場合もある）およびコミュニティ・リビングBCです。指定機関は通告を受けたら、状況を調査し本人に対して支援と援助を行い、必要な場合本人を保護する手段を講じます。状況によっては警察へ通報する必要がある場合もあります。「指定機関」のリストについては、PGTのWebページ、[Helping an Adult Get Support and Reporting Abuse or Neglect](#)〔虐待や介護・世話の放棄に関して成年者が援助を受けたり、通報するのを支援する〕をご覧ください。

成年者が精神上的の障害により判断能力を欠き、自分の財政的事柄の管理ができない懸念がある時は、特殊で緊急を要する必要性と、本人の代わりに役目を遂行する権限を持つ人や進んで行う人がいない場合、PGTへ内密に通告することができます。

懸念がある場合、意思決定不能な本人の財政管理人・身上監護人、代理人または任意代理人のいずれかは任務に従い、PGTへの内密の報告書を作成します。PGTは調査を行い、懸念の解決に簡略な選択肢を用いることができるかどうか、または**財産管理人**が本人の財政的事柄の管理に必要なかどうか判断します。

本人の財産が今にでも危険にさらされている場合、PGTは非常権限を用いて財産の売却や金融機関からの本人名義の預金の引き出しを差し止めます。

## 詳細について

PGTへの通告の詳細については巻末の役立つリンク集の**Public Guardian and Trustee**をご覧ください。指定機関とその連絡先はPGT発行の**Protecting Adults from Abuse, Neglect and Self Neglect**〔成年者を虐待、世話・介護の放棄、セルフネグレクト（自己放任）から保護する〕をご覧ください。



# 役立つリンク集

## Public Guardian and Trustee

〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

### Assessment and Investigation Services

〔査定および調査サービス〕

<https://www.trustee.bc.ca/services/services-to-adults/Pages/assessment-and-investigation-services.aspx>

Public Guardian and Trusteeが行っている調査サービスについて説明しています。紹介フォームや指定機関のリンクも掲載されています。

### パーソナル・プランニング

<http://www.trustee.bc.ca/services/services-to-adults/Pages/personal-planning.aspx>

「It's Your Choice - Personal Planning Tools [それはあなたのチョイスです - パーソナル・プランニング・ツール]」、「Protecting Adults From Abuse, Neglect and Self Neglect [成年者を虐待、世話・介護の放棄、セルフネグレクト（自己放任）から保護する]」、「When the Public Guardian and Trustee is Committee [公的後見人・受託者協会が管理人の場合]」です。英語以外の言語のものもあります。

### 発行物

<http://www.trustee.bc.ca/reports-and-publications/Pages/default.aspx>

PGTの個人の財産管理人・身上監護人のためのハンドブック、ファクトシートなどのリンクを表示しています。

## BC州政府 高齢者虐待Webサイト

ヘルプはここから—高齢者の虐待、法規に関する情報

<https://www2.gov.bc.ca/assets/gov/law-crime-and-justice/criminal-justice/bc-criminal-justice-system/if-victim/publications/hsh-english-elder-abuse.pdf>

虐待に関する兆候、活用できるリソース、高齢者への虐待が懸念されるときにとる手段などに関する情報を掲載しています。

**シニアーズ・ファーストBC: 高齢者に対する金融資産搾取への対応**

<http://seniorsfirstbc.ca/for-professionals/responding-financial-exploitation/>

財政的事柄の虐待防止、虐待スキーム、消費者保護などの情報と、リソースのリンクを掲載しています。

**ヘルスリンクBC: 高齢者に対する経済的虐待**

[www.healthlinkbc.ca/healthfiles/hfile93d.stm](http://www.healthlinkbc.ca/healthfiles/hfile93d.stm)

高齢者の財政的事柄の虐待に関する情報を英語、中国語、フランス語、パンジャブ語、スペイン語、ベトナム語で掲載しています。リソースなどの詳細もあります。

## BC司法省

### プランニングのフォーム

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/health/managing-your-health/incapacity-planning>

このページには代理契約や永続的委任状の作成に使えるフォームのリンクが掲載されています。法律や規則に関するリンクも載っています。

## ナイダス・パーソナル・プランニング・リソースセンター&登録所 [Nidus Personal Planning Resource Centre and Registry]

[www.nidus.ca](http://www.nidus.ca)

ナイダスではパーソナル・プランニングのための文書に関する教育プログラム、情報、自主登録などのサービスを提供しています。代理契約に必要なフォームや作成の仕方などについても案内しています。

## サービスカナダ – 連邦年金受託者に関するリンク

### 受託者

<https://catalogue.servicecanada.gc.ca/content/EForms/en/Detail.html?Form=ISP3506CPP>

### 医師診断証

<https://catalogue.servicecanada.gc.ca/content/EForms/en/Detail.html?Form=ISP3505CPP>

## カナダ弁護士協会

### ダイアル・ア・ロー 書面と音声による法的事柄の説明

<https://dialalaw.peopleslawschool.ca/category/life/wills-planning-estates/>

### 弁護士紹介サービス

604.687.3221 or toll free in BC at 1.800.663.1919

<http://www.accessprobono.ca/lawyer-referral-service>



# お問い合わせ Public Guardian and Trustee

〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

## Assessment and Investigation Services

〔査定および調査サービス〕

700–808 West Hastings Street  
Vancouver, BC V6C 3L3

TEL **604 660 4507**  
TELフリーダイヤル **1 877 511 4111**  
FAX **604 660 9479**  
FAXフリーダイヤル **1 855 660 9479**  
EMAIL **AIS-PDS@trustee.bc.ca**

## フリーダイヤル

お住まいの地域の電話番号（下記をご覧ください）をダイヤルし、Public Guardian and Trustee へつないでくれるよう依頼してください。

バンクーバー **604 660 2421**  
ビクトリア **250 387 6121**  
これ以外のBC州の地域 **1 800 663 7867**  
EMAIL **mail@trustee.bc.ca**  
WEBSITE **www.trustee.bc.ca**

PGT業務時間 月曜～金曜 8:30 amから4:30 pm

## 重要な注意点

公益社団法人公的後見人・受託者協会では、あなたが大切にする成年者の財政的な事柄と法的な事柄が最善の方法で、かつ本人の価値観と要望に沿って確実に管理されるようにするために、利用できる選択肢を皆様にご案内するためにこのガイドを作成しました。本ガイドは法律上必要となる事柄を紹介しますが、法的な助言ではありません。これは一般的な事柄について解説なので、専門的な法的な助言の代わりに使用することはできません。これらの法律に関して、または本書で説明する選択肢を実行するために法的アドバイスが必要な場合、公証人、弁護士、最寄りの法律事務所のいずれかへお問い合わせください。